



資料1

議題 1

消費者契約法改正案について

消費者制度課

平成30年5月24日（木） 第19回参与との意見交換

<経緯>

平成28年改正

- ・過量契約の取消権
- ・消費者の解除権を放棄させる条項の無効 等

【衆・参消費者特委 附帯決議】
今後の検討課題について
必要な措置を講ずる旨

消費者
委員会
答申
(29年8月)

平成30年改正

消費者と事業者の交渉力等の格差に鑑み、
消費者契約に関する被害事例等を踏まえ対応

取り消しうる不当な勧誘行為の追加等

①社会生活上の経験不足の不当な利用

(1)不安をあおる告知

例:就活中の学生の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない、この就職セミナーが必要」と告げ勧誘

【第4条第3項第3号(新旧P2)関係】

(2)恋愛感情等に乗じた人間関係の濫用

例:消費者の恋愛感情を知りつつ、「契約してくれないと関係を続けられない」と告げて勧誘

【第4条第3項第4号(新旧P3)関係】

②契約締結前に債務の内容を実施等

例:注文を受ける前に、消費者が必要な寸法にさお竹を切断し、代金を請求【第4条第3項第5号・第6号(新旧P3)関係】

③不利益事実の不告知の要件緩和

例:「日照良好」と説明しつつ、隣地にマンションが建つことを、故意に告げず、マンションを販売

→故意要件に重過失を追加 【第4条第2項(新旧P2)関係】

無効となる不当な契約条項の追加等

①消費者の後見等を理由とする解除条項

例:「貸借人(消費者)が成年被後見人になった場合、直ちに、貸貸人(事業者)は契約を解除できる」

【第8条の3(新旧P5)関係】

②事業者が自分の責任を自ら決める条項

例:「当社が過失のあることを認めた場合に限り、当社は損害賠償責任を負う」

【第8条(新旧P4)、第8条の2(新旧P5)関係】

事業者の努力義務の明示

①条項の作成: 解釈に疑義が生じない明確なもので平易なものになるよう配慮 【第3条第1項第1号(新旧P1)関係】

②情報の提供: 個々の消費者の知識及び経験を考慮した上で必要な情報を提供【第3条第1項第2号(新旧P1)関係】

消費者契約法の概要

(参考)

立法及び改正の経緯

- 【成立】消費者契約に関する包括的な民事ルールとして平成12年5月に成立（平成13年4月施行）
- 【平成18年改正】適格消費者団体による差止請求制度（消費者団体訴訟制度）を導入（平成19年6月施行）
- 【平成20年改正】差止請求の対象を景品表示法上の不当表示及び特定商取引法上の不当行為に拡大（景表法関連は平成21年4月施行、特商法関連規定は平成21年12月施行）
（※）食品表示法の制定により、差止請求の対象を食品表示法上の不当表示に拡大（平成27年4月施行）
- 【平成28年改正】過量契約の取消しや、消費者の解除権を放棄させる条項の無効の規定を設けるなど、取消し・無効に関する民事ルールを改正（平成29年6月施行）

内容

- 消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、
契約の**取消し** 及び 契約条項の**無効** 等について規定（民法の特別法）
- 消費者と事業者との間で締結された契約（＝消費者契約）であれば、労働契約以外のあらゆる契約が対象

【不当な勧誘】 → **取消し**

- ・不実告知（第4条第1項第1号）
- ・断定的判断の提供（第4条第1項第2号）
- ・不利益事実の不告知（第4条第2項）
- ・不退去（第4条第3項第1号）
- ・退去妨害（第4条第3項第2号）
- ・過量契約（第4条第4項）

【不当な契約条項】 → **無効**

- ・事業者の損害賠償責任を免除する条項（第8条）
- ・消費者の解除権を放棄させる条項（第8条の2）
- ・消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等（第9条）
- ・消費者の利益を一方的に害する条項（第10条）

【消費者団体訴訟制度】

内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体は、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る観点から、事業者の不当な行為に関し、**差止請求**をすることができる

（※）適格消費者団体は、全国に17団体。これまでに計53件の差止請求訴訟を提起するなど差止請求権を行使（平成30年2月末現在）